

農林水産業の復興・創生に向けて

～復旧・復興状況と今後の取組～

平成 3 1 年 3 月

農林水産省

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,204億円、水産業関係で1兆2,637 億円、合計で 2 兆3,841億円の被害が発生。これは、阪神・淡路大震災の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

農林業関係被害

農地（2.5 万ha）	4,006億円
農業用施設等（17,906箇所） （水路、揚水機、集落排水施設等）	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等（農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等）	493億円
林野関係（林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等）	2,155億円
合計	1兆1,204億円

注：1 平成24年 7 月 5 日現在
2 被害額には、原子力災害による額は含まれていない。

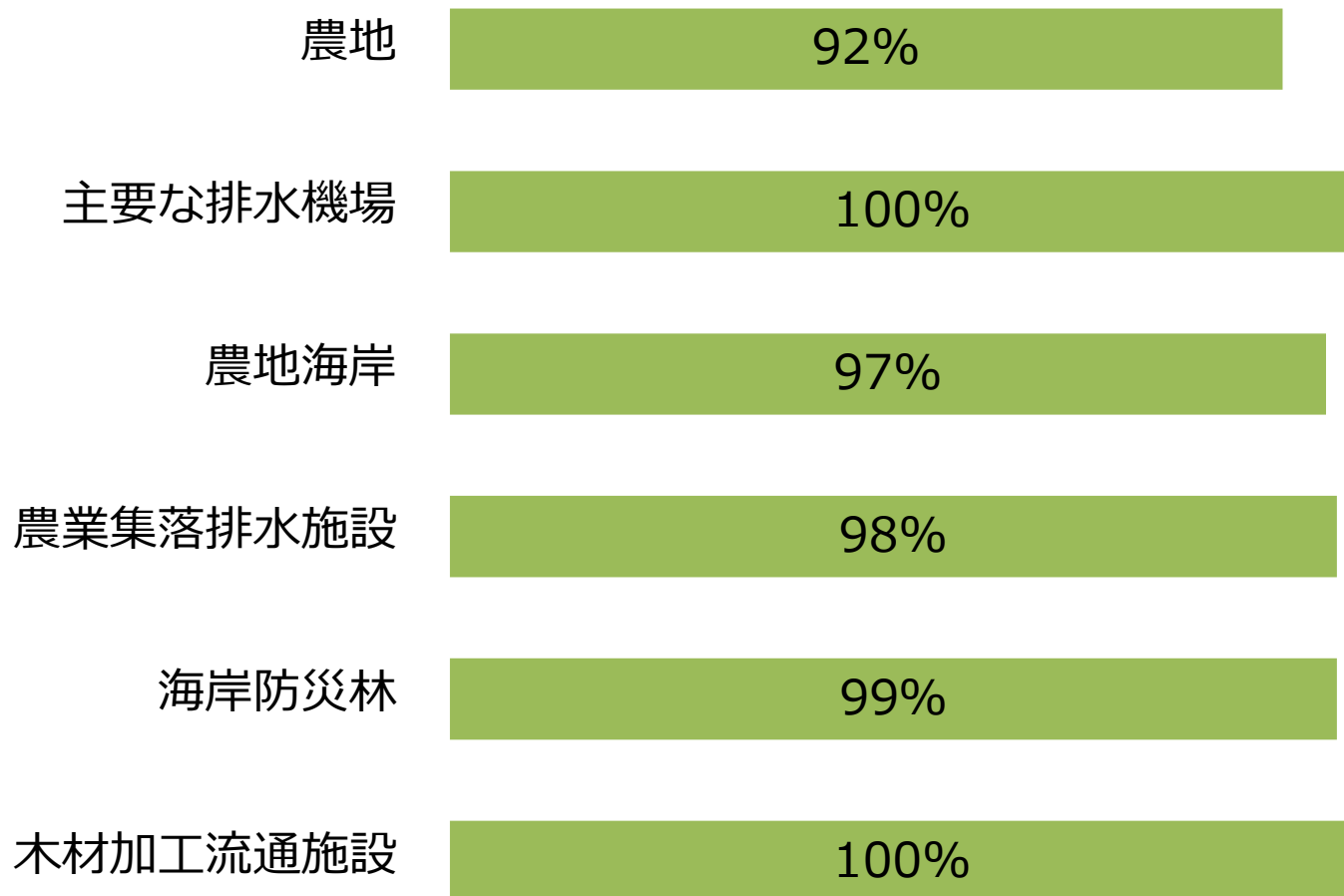
水産業関係被害

漁船（28,612隻）	1,822億円
漁港施設（319漁港）	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養殖物	597億円
共同利用施設（1,725施設）	1,249億円
合計	1兆2,637億円

注：1 平成24年 7 月 5 日現在
2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）
3 漁港施設は、7 道県約 4 割で被害（岩手、宮城、福島では、ほぼ全てで被害）
4 この他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①

MAFF



農地の復旧事例（仙台市）



（提供：国土地理院）



（提供：仙台市）

排水機場の復旧事例（仙台東地区）



注：1 平成31年1月末現在。

2 農地は、農地転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地19,800haに対するもの。
（岩手県100%、宮城県99%、福島県67%）

3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの（復旧事業実施中も含む）。

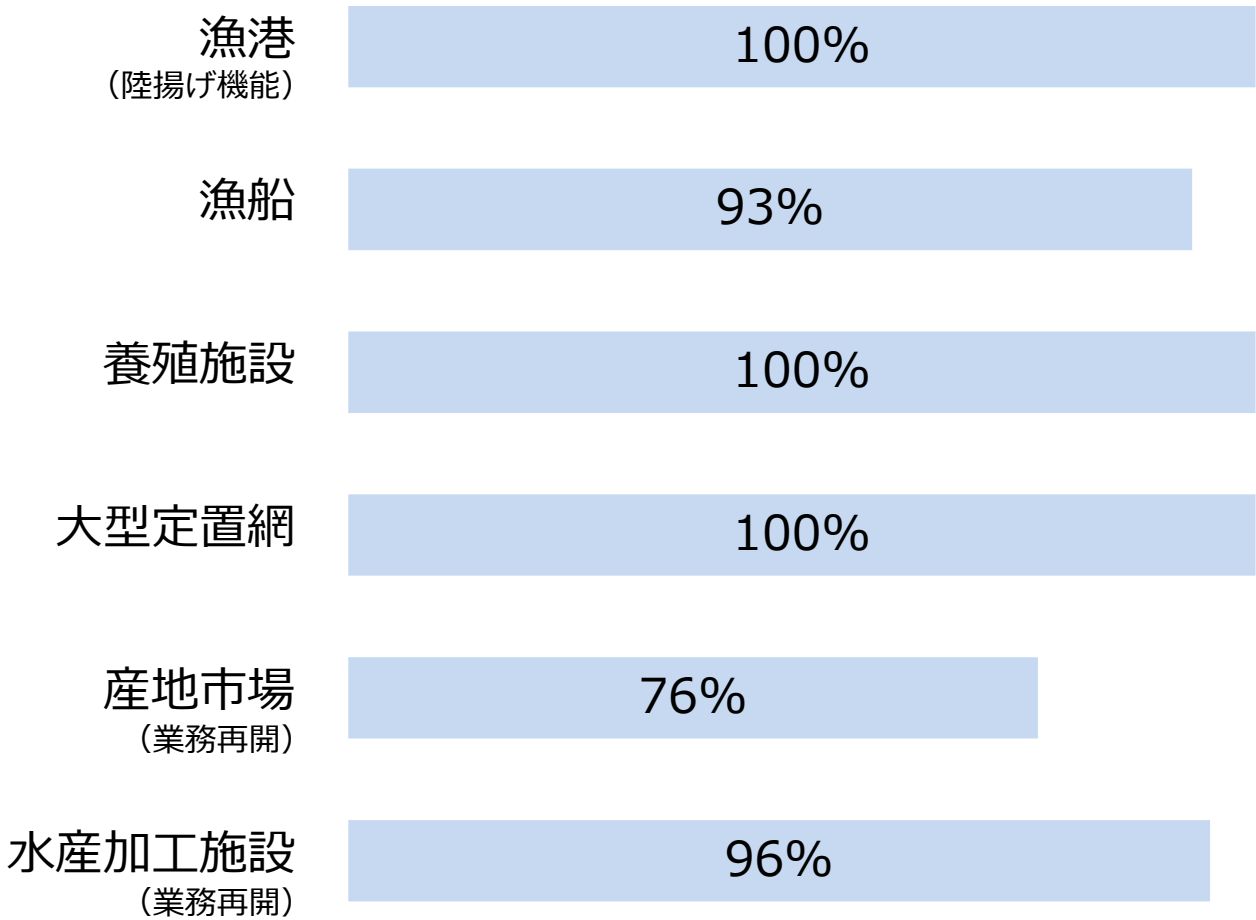
4 農地海岸は、復旧が必要な126地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。

5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。

6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（復旧事業実施中も含む）。

7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②



岸壁の復旧事例（松川浦漁港）



水産加工施設の復旧事例（陸前高田市）



注： 1 漁船・産地市場については平成31年1月末現在、水産加工施設については平成30年9月末現在。
2 漁港は、被災した319漁港に対するもの(全て回復285漁港、部分的回復34漁港)。
3 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
4 養殖施設は、再開を目指す68,893施設(岩手県17,480施設、宮城県51,413施設)に対するもの。
5 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ統に対するもの。
6 産地市場は、被災3県で被災した34施設に対するもの。岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
7 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する785施設に対するもの。

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

【27年産】 907トン出荷

【28年産】 1,154トン出荷

【29年産】 1,208トン出荷

（震災前平成22年産出荷量1,423トンの約8割）



トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年より本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。

【30年産】

約1.7haで栽培

（震災前平成22年
栽培面積3.2haの約5割）



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

酪農の再開（福島市・被災12市町村）

【復興牧場の設立】（福島市）

原発事故による避難指示により休業していた酪農家5名が酪農団体や企業の支援を受け、24年10月に避難先の福島市内で復興牧場「ミネロファーム」を設立。

24年10月より原乳の出荷再開。

31年1月末現在、227頭を飼養。

【被災12市町村での原乳の出荷再開】

被災12市町村の避難指示が解除された地域において、29年1月から出荷再開。



米の作付再開（被災12市町村）

【作付再開への歩み】

生産者のカリ散布による吸収抑制対策の結果、30年産米では、約3,400haで米の作付が本格的に再開。

【27年産】 約1,400 ha

【28年産】 約2,500 ha

【29年産】 約3,000 ha

【30年産】 約3,400 ha



＜地震・津波被災地域の課題＞

- ・ 売上げの回復に遅れがみられる水産加工業者の販路回復
- ・ 出荷制限など風評被害対策等の原子力災害に起因するもの

＜原子力災害被災地域の課題＞

- ・ 原子力被災12市町村における営農再開及び作付面積の拡大
- ・ 森林・林業の再生
- ・ 漁業の本格的な操業の再開
- ・ 農林水産物の風評払拭
- ・ 諸外国・地域における輸入規制撤廃・緩和

復興水産販路回復アドバイザー

平成26年から、東北の水産物に詳しく、商品開発や販路開拓のノウハウに長けた者を「復興水産販路回復アドバイザー」に任命。アドバイザーは、76名任命（平成31年1月末現在）されており、個別相談や新商品開発等を支援。宮城県では、水産加工業者が、アドバイザーの助言により他社との差別化を図りやすい「カキのオリーブオイル漬け」を開発。この商品は好評を博し、シリーズ化することに成功。



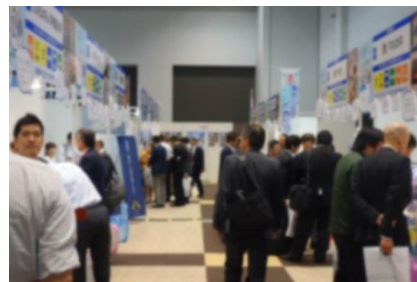
水産加工業者との個別相談



カキのオリーブオイル漬け

東北復興水産加工品展示商談会

平成27年から、仙台で開催。平成30年度は、6月12日・13日に東北地方の水産加工業者等133社が出展し、延べ約5,600名が来場。ブース展示・個別商談会や、販路回復や輸出、水産物の安全性をテーマにしたセミナー等を実施。



ブース展示



水産加工業者と
バイヤーとの商談

原子力被災地域の営農再開に向けた支援策

除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。

避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるように、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

(平成29年9月30日時点)

農地除染
(帰還困難区域以外は完了)

	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

**営農再開に向けた
条件整備**

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
 - ― 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ **除染後農地等の保全管理**
 - ― 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
- ◆ **鳥獣被害防止対策**
 - ― 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ **営農再開に向けた作付実証**
 - ― 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援

営農再開

- ◆ **水稻の作付再開支援**
 - ― 水稻の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
- ◆ **放射性物質の吸収抑制対策**
 - ― カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
 - ― 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - ― 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ **新たな農業への転換**
 - ― 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組んでいる。

福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ （平成27年8月発足、平成29年4月体制強化）

◆ 体制

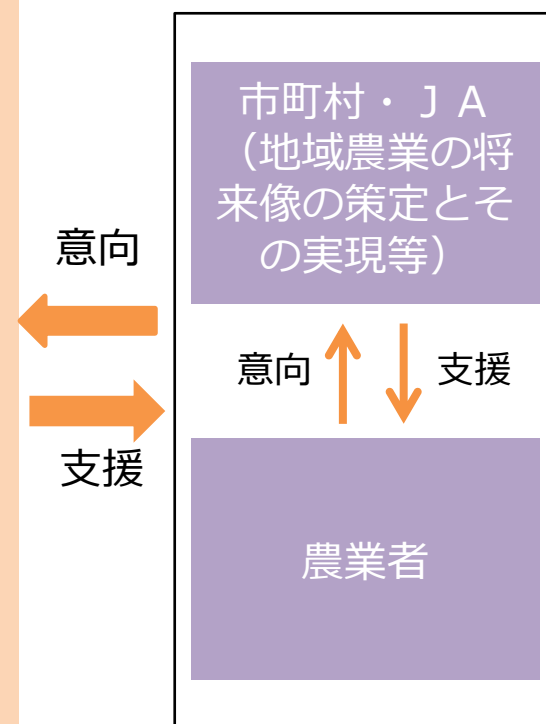
- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、福島機構（営農再開部署）が一体となった組織を形成

◆ 活動方針

- 農業は、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定や農業者の意向把握を踏まえた営農再開の取組を支援

◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援



(平成30年12月31日現在)

活動内容	実績
市町村、集落への訪問件数	1,788件 [*]
農業者訪問者数	1,429者

^{*}：東北農政局震災復興室による訪問件数

地域営農の再開支援

【対象地域】

福島県川俣町山木屋地区、富岡町、楡葉町

【経緯】

町・JAの要請に応じて農地集積（面的支援）等を支援

【営農再開グループの支援】

- ①担い手への農地集積等に係る業務の支援
- ②営農再開ビジョン等の検討に当たっての助言等支援
- ③農地集積の方針及び計画の策定支援に加え、意向確認等にかかる農業者訪問を支援

農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

【販路拡大タイアップ事業の推進】

被災12市町村の販路に困っている農業者を支援

【営農再開グループの支援】

- ・宅配企画による飲食店等への紹介や外部専門家の活用
- ・更に、出荷にあたっての条件交渉やPOP等の販売ツールを作成し、直売コーナーでの販売を支援

【地域農業の持続的発展に向けた地域の取組に対する支援】

被災12市町村の畜産農家ネットワークづくりを支援

【営農再開グループの支援】

- ・平成30年 6月 畜産酪農懇談会第1回セミナー開催
- ・平成30年 10月 事業者様牧場設計現地検討会開催
- ・平成30年 11月 先進地見学会の開催
- ・平成31年 3月 畜産酪農懇談会第2回セミナー開催

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた先端農林業ロボットの研究開発

MAFF

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、農林業者の帰還と営農再開を強力に推進する先端技術の開発・実証等を支援。

H29年度までに完了した開発・実証課題（H28～H29）

【トラクターの自動走行技術】



栽培面積の拡大とコストの削減を実現

【農作業用アシストスーツ】



収穫・運搬や出荷調整など、作業負担の軽減を実現

H30年度に完了予定の開発・実証課題（H28～H30）

【法面用除草ロボット】



ほ場管理作業の軽労化を実現

【苗木植栽ロボット】



自動植付機による高能率な海岸防災林植栽を実現

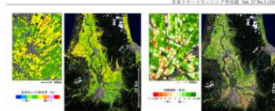
H32年度に完了予定の開発・実証課題（H30～H32）

【ブロッコリー自動選別収穫機】



少人数で大面積栽培が可能な機械化体系の確立を実現

【高品質米生産管理技術】



衛星画像の解析から効率的な水稻の生産管理を実現

【農地地力の見える化技術】



地力の向上とバラツキ改善を実現

H31年度から新たに開発・実証に取り組む課題（H31～H32）

【ICT活用による和牛肥育管理技術の開発】

超音波診断装置を活用した肉質診断

超音波測定による生体の肉質診断



エコー画像



エコー画像から肉質を診断するには、熟達した技術が必要

エコー画像から生体の肉質を客観的に診断できるシステムを開発

撮影装置を活用した肉質評価



撮影装置をロース芯部分に当て撮影



撮影画像

脂肪の面積割合、細かさの指数を算出し、枝肉の肉質を客観的に評価するための画像解析技術を改良

AIによる解析により、生体から、と畜され枝肉となった際の肉質を推定

成育途中で肉質を判断でき、早期出荷等、適切な時期・状態での出荷が可能

福島県における林業再生に向けた取組

MAFF

森林内のモニタリング

樹木の葉・枝・幹から土壌まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。

調査結果

- ・森林内の放射性セシウム約9割以上が土壌表層に分布
- ・樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布



落葉層と土壌の採取



樹皮試料の採取

林業再生対策

汚染状況重点調査地域等内で森林の概況調査、間伐等の森林整備、放射性物質の移動抑制対策などを実施。



森林の概況調査



筋工による放射性物質の移動抑制対策

森林施業による影響の検証と対策の実証

植栽や間伐などによる空間線量率の変化等の影響を検証。また、林業従事者の被ばく対策等を実証。

検証・実証結果

- ・間伐による空間線量率の変化は少ない
- ・林業機械のキャビン内は屋外と比較し、空間線量率が2～3割程度低い



キャビン付き林業機械による間伐



キャビン付フォワーダ
(木材運搬車両)

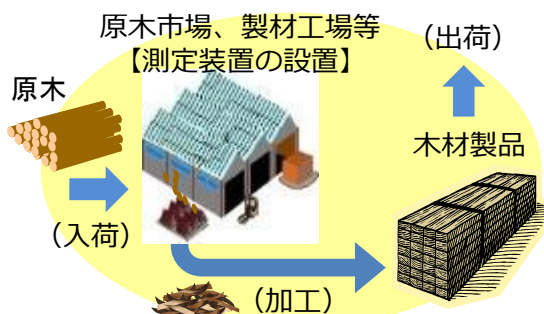


キャビン無フォワーダ

被ばく低減効果のある林業機械の例

安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及び風評被害防止のための普及啓発を支援。



木材・木材製品の検査体制を整備



選木機用測定装置

福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生モデル事業）

MAFF

平成28年3月に復興庁、農林水産省、環境省で取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、福島県民の生活環境における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けた取組の一つとして「里山再生モデル事業」を実施。

選定されたモデル地区（14地区）



事業概要・イメージ

農林水産省：間伐等の森林整備

環境省：除染

復興庁：総合調整



今後の展開方向

- ・ 得られた成果を確認しながら、平成31年度を目途に成果を取りまとめ。
- ・ 取りまとめた成果を踏まえて的確な対策を検討。

福島県における漁業再生に向けた取組

平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い魚種の試験操業・販売を実施。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大し、現在、出荷制限の8魚種^(注)を除くすべての魚種で試験操業を実施。

(注) ウミタナゴ、カサゴ、クロダイ、コモンカスベ、サクラマス、ヌマガレイ、ムラソイ、ビノスガイ（平成31年2月7日現在）

引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

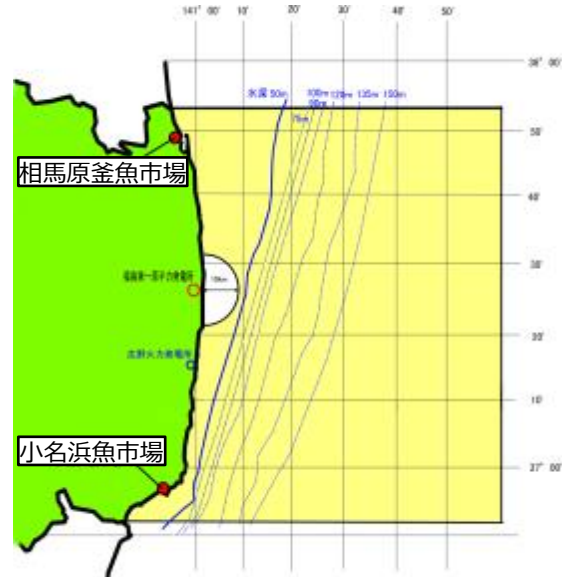
試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値（50Bq/kg：自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始
- ・平成29年3月から、順次、各魚市場で入札による出荷を実施。漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷

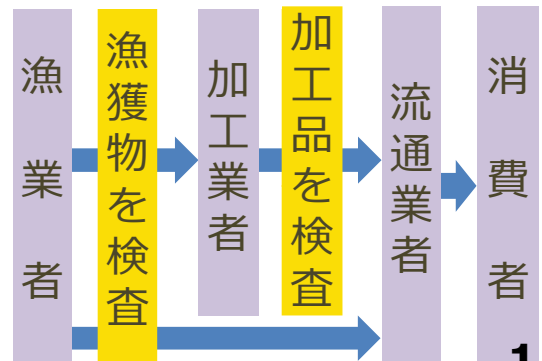
試験操業の漁業種類

底びき網漁業	キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミズダコ等	沿岸かご漁業 はもかご漁業、どう漁業	ヒメエゾボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミズダコ等
刺網漁業	ガザミ、シロザケ、ヒラメ、マガレイ等	はえ縄漁業	マアナゴ アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等
流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等	釣り漁業	アイナメ、クロソイ、シロメバル、ヒラメ等
船びき網漁業	イシカワシラウオ、コウナゴ、サヨリ等	潜水漁業	アワビ、キタムラサキウニ
沖合たこかご漁業	シライトマキバイ、ミズダコ、ヤナギダコ等	貝桁網漁業	ホッキガイ、コタマガイ
		養殖業	アサリ、アオノリ

試験操業海域（平成31年1月31日現在）

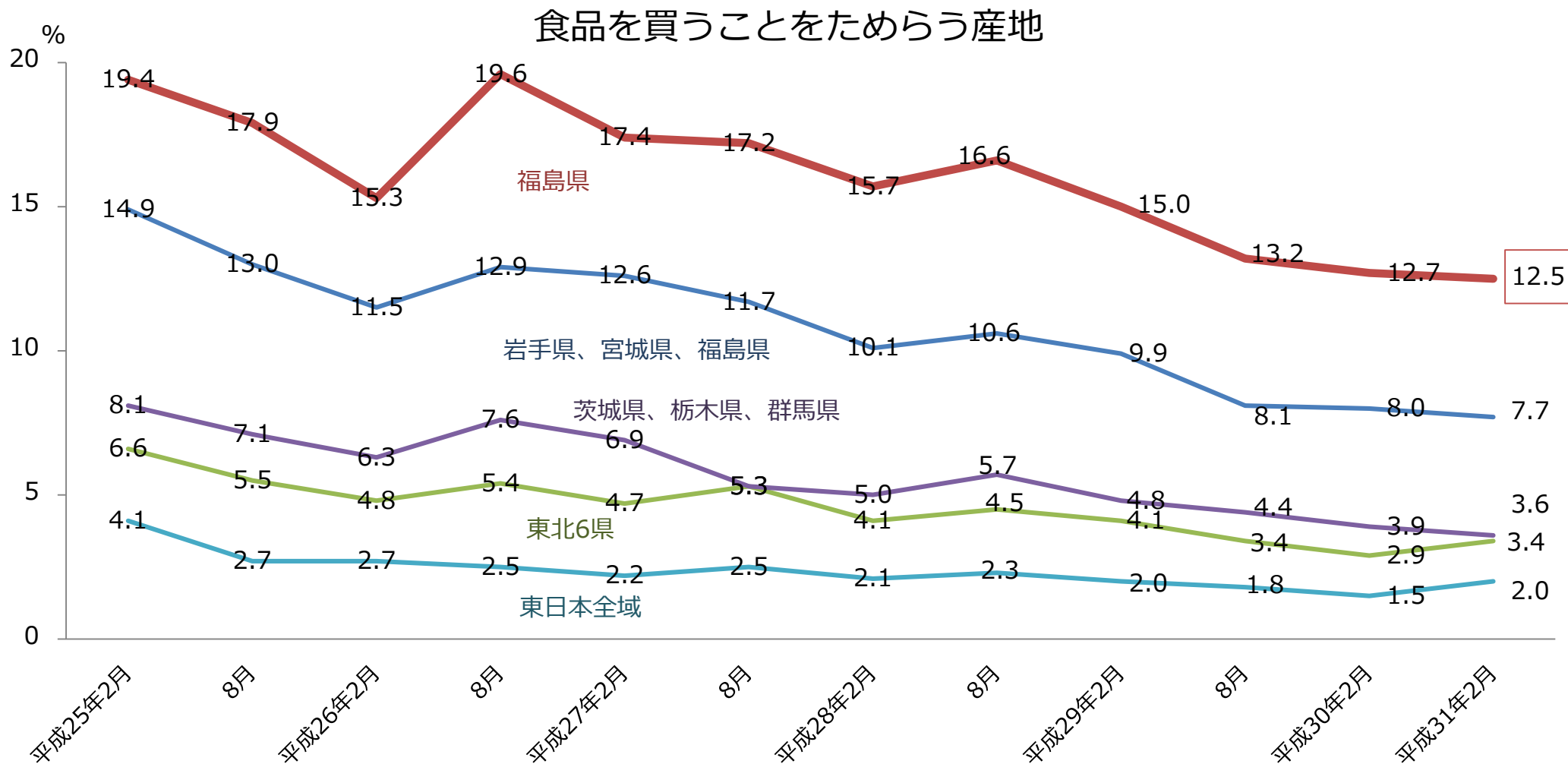


漁獲物の流れ



食品についての風評の現状

被災地産の食品の購入をためらう消費者が一定程度存在している。特に、福島県産の食品については、高い割合となっている。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第12回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）

MAFF

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
＜福島県でのGAP取得状況＞（平成31年1月末時点）
GLOBALG.A.P. 22経営体、ASIAGAP 5経営体、JGAP 70経営体、FGAP 20経営体
※福島県農林水産業再生総合事業以外の支援による取得も含む。
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。211名がJGAP指導員資格を取得（31年1月末時点）。



ふくしま。GAPチャレンジ宣言
（平成29年5月）



G A P 認証取得研修会

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、23件が認証を取得（31年1月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、主婦層向けの有機農業セミナー等の開催を支援。



有機栽培米の産地見学会



主婦層向けの有機農産物セミナー

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況 (流通・販売段階での取組)

MAFF

平成29年度福島県産農産物等流通実態調査の結果

調査内容

生産者・生産者団体（418件）、事業者（606件）、消費者（3,321件）へのヒアリング・アンケート、統計データの分析等を米や青果物、畜産物等20品目において実施

消費者

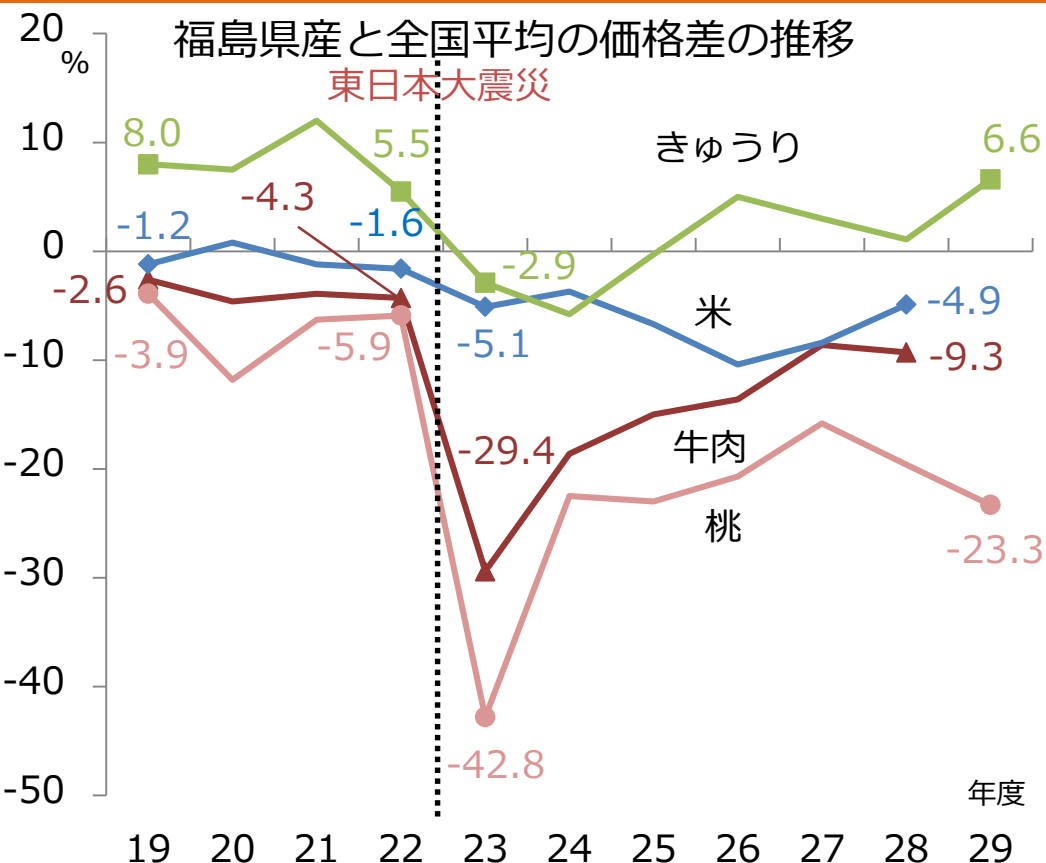
- ・産地照会が減少し、クレームはほとんどない
- ・福島県産を積極的に購入するという声もある
- ・一部には、依然イメージとして安全性に不安があるという意見がある
- ・海外顧客は、産地を非常に気にしている

小売業者

- ・福島県産農林水産物に切り替える理由・きっかけが見いだせない
- ・産地照会を受けた際の説明に苦慮する
- ・売残りリスクを極力回避するため、取扱いを躊躇する
- ・米、牛肉、贈答用の桃の取扱いは回復していない

卸売業者・仲卸業者

- ・販売先が別産地を指定している
- ・販売先が別産地を希望していると想定している
- ・米、牛肉では、業務用となっており、価格の上昇が見込みにくい



福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、小売業者等への指導、助言等に関する通知を発出

（平成30年4月27日付け農林水産省、復興庁、経済産業省連名）

小売業者・外食業者・中食業者・加工業者への指導・助言

- ・ 福島県産農産物であることのみをもって取り扱わなかったり、買い叩いたりすることのないようにすること。
- ・ 他県産農産物等と福島県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。
- ・ 経営陣による積極的なイニシアティブを発揮することにより、福島県産農産物等を合理的な理由なく回避することのないようにすること。
- ・ 消費者、関係事業者等から照会があった場合には、その都度丁寧に説明すること。 等

卸売業者・仲卸業者への指導・助言

- ・ 取扱商品に関する産地の指定に過剰に配慮することのないようにすること。
- ・ 小売業者のバイヤー等に対して、現在流通している福島県産農産物等が徹底した放射性物質のモニタリング検査を経て安全を確認しているとともに、風評被害の払拭に向けて関係者が一層協力することが重要である旨を説明すること。
- ・ 風評被害による損害の賠償を受けることができる等を理由とした不当な安価での仕入れ・販売が行われないようにすること。 等

生産者への助言（優良事例）

- ・ 米について、大粒の米を選別するとともに、品質管理を徹底した結果、「究極のすし米」とうたってアラブ首長国連邦やカタールへの輸出を実現。
- ・ 桃について、ウェブサイトやSNSを立ち上げ、インターネットを活用した通信販売を充実させることにより、若い年代の新規顧客を開拓。等

その他の措置

- ・ 販売促進・風評情報に関する相談窓口を設置（農林水産省、復興庁、経済産業省、福島県）。
- ・ 指導・助言等の考え方等を説明する説明会を実施（平成30年5月18日に中央説明会を開催した他、個別団体ごとに説明、意見交換を実施）。 等



中央説明会

平成29年度の販売促進対策実績

- ・量販店等における
 - ・販売コーナーの設置（13店舗）
 - ・販売フェアの開催（773店舗）
 - ・福島県知事・副知事によるトップセールス（30回）
 等の販売促進の取組を実施。
- ・オンラインストアにおける特設ページの開設及びキャンペーンを実施。
- ・タイ、ベトナム等アジア4か国でのプロモーション活動を実施。
- ・テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が
行うPR事業等を支援。 等



福島県産米の販売コーナー



桃の販売フェア



知事によるトップセールス



ベトナムでのプロモーション活動

今後強化する販売促進対策

- ・GAP認証等により生産される県産農産物や、棚の回復が遅れている米、牛肉の販路開拓。
- ・福島県産水産物を首都圏量販店の東京都・埼玉県内にある5店舗に直送し、「福島鮮魚便」として常設コーナーで販売。
- ・パッケージングの改善やロゴの制作によるブランド力の強化。
- ・オンラインストアにおける出店者のスキルアップ支援等、
出店しやすい環境づくり。
- ・6次化商品の県内や首都圏でのテストマーケティング及び商品改良への支援拡充。
- ・有望輸出国等での情報発信や展示会出展、輸出にチャレンジする生産者団体等への支援。 等



店内の「福島鮮魚便」コーナー



FGAP（ロゴ）



パッケージング改善の例

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

MAFF

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、30の国・地域で輸入規制を撤廃、24の国・地域で輸入規制を継続）。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2019年3月1日現在）

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名	
事故後輸入 規制を措置 54	規制措置を完全撤廃した国・地域	30	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン	
	輸入規制を継続して措置	一部の都県等を対象に輸入停止	8	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ、米国、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	15	インドネシア、ブルネイ、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦(UAE)、エジプト、バーレーン、レバノン、コンゴ民主共和国、モロッコ、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ロシア ※EU加盟国(28カ国)を1地域とカウント。
		自国での検査強化	1	イスラエル

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置完全撤廃の例

撤廃された年月	国・地域名
2015年11月	ポリビア
2016年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モーリシャス
2017年4月	カタール
〃	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
2018年2月	トルコ
7月	ニューカレドニア
8月	ブラジル
12月	オマーン

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
2017年4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等
12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県のコメ等を検査証明対象から除外等)
2018年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小(切り花、盆栽等を検査対象から除外)
3、6、11月	米国	輸入停止(栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ、宮城県産クサソテツ)→解除
3月	ロシア	輸入停止(7県産の水産物)→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書(セシウム、ストロンチウム)の添付を条件に停止措置を解除
5月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(5県の全ての食品・飼料→福島県)、産地証明書の添付が不要に
7月	シンガポール	全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小(福島県10市町村→7市町村)
〃	香港	輸入停止(茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳)→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能に
11月	中国	輸入停止(新潟県産米)→産地証明書の添付で輸入可能に
〃	ロシア	福島県産の水産物について放射性物質検査証明書の添付が不要に
2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。